

データセンター地域分散化促進税制の創設

○ 喫緊の課題である首都直下型地震等に備え、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させるため、東京圏に集中する大量のデータをバックアップできる体制を強化し、あわせて地方における設備投資の機会を増やすこと等を目的として、地方のデータセンター内に設置するサーバー等の設備を取得した事業者に対し、法人税の特例措置を適用する。

1 措置内容

法人税： 取得価額の15%の特別償却

2 対象者

電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)の規定に基づく実施計画の認定を受けた電気通信事業者

3 対象設備

認定計画(基盤法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画)に従って取得した電気通信設備

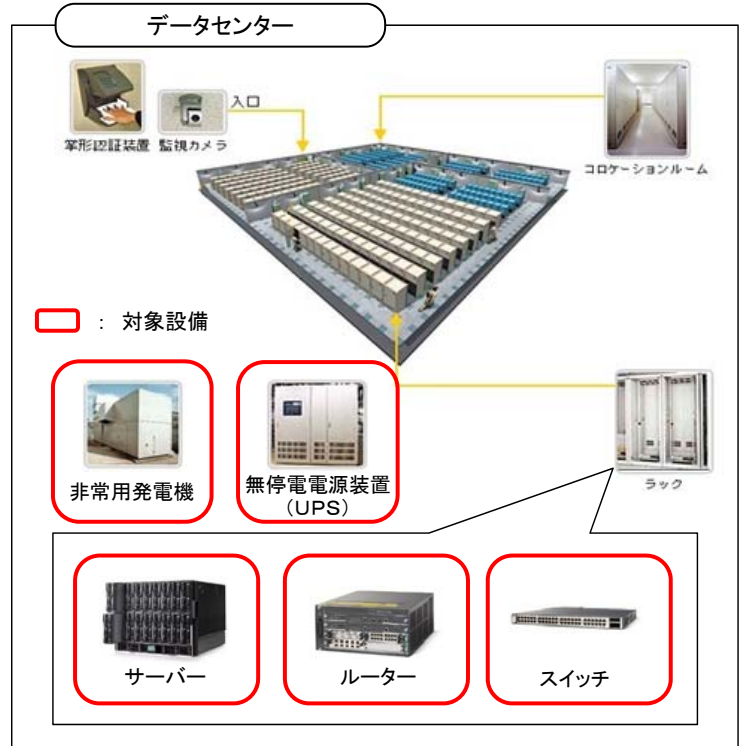
- ①サーバー、②ルーター、③スイッチ、
- ④無停電電源装置(UPS)、⑤非常用発電機

4 適用の要件

- 東京圏以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること
- 上記設備を用いて、東京圏におけるデータセンターの遠隔地バックアップを行うこと
- 東京圏と東京圏以外の双方に拠点を持つ事業者については、対象設備の取得価額が5億円以上で、かつ、拠点毎の投資総額に占める割合が20%以上であること

5 適用期間

平成25年4月1日から平成27年3月31日まで



データセンターの地域分散の必要性

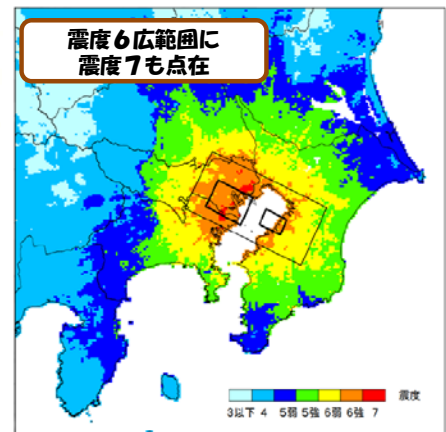
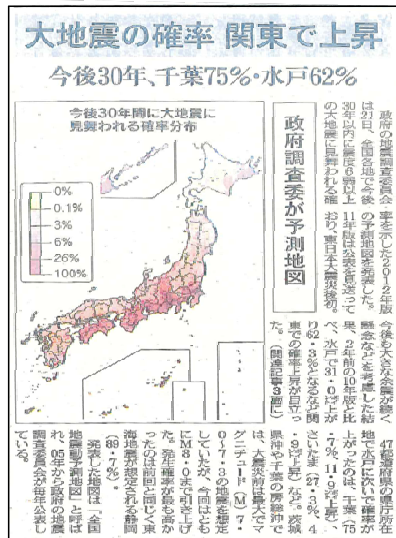
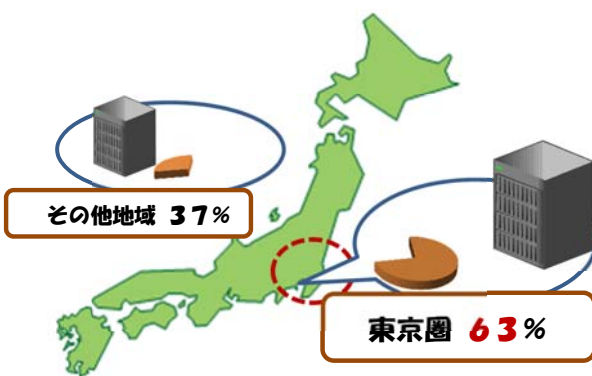
- 現在、国内データセンターの約63%が東京圏に集中しており、今後、大規模災害等が発生した場合には、社会経済の中核機能が麻痺する恐れがある。
- 喫緊の課題である首都直下地震等に備え、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させ、東京圏に集中する重要なデータの保全を図ることが必要。

➡ 地方におけるバックアップ体制を強化し、早急にデータセンターを地域分散させることが必要。

データセンターの
東京圏一極集中

首都直下地震の
危険度増

地域別サーバーラーム床面積(2011年実績)



カテゴリー I

東京圏のみに拠点を持つ事業者

地方にデータセンターを新設(地方にある他社のハウジングサービスを利用する場合も含む。)し、(自社・他社問わず)東京圏のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取付した場合に適用。

カテゴリー II

地方のみに拠点を持つ事業者

地方のデータセンターにおいて、(他社の)東京圏のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取付した場合に適用。

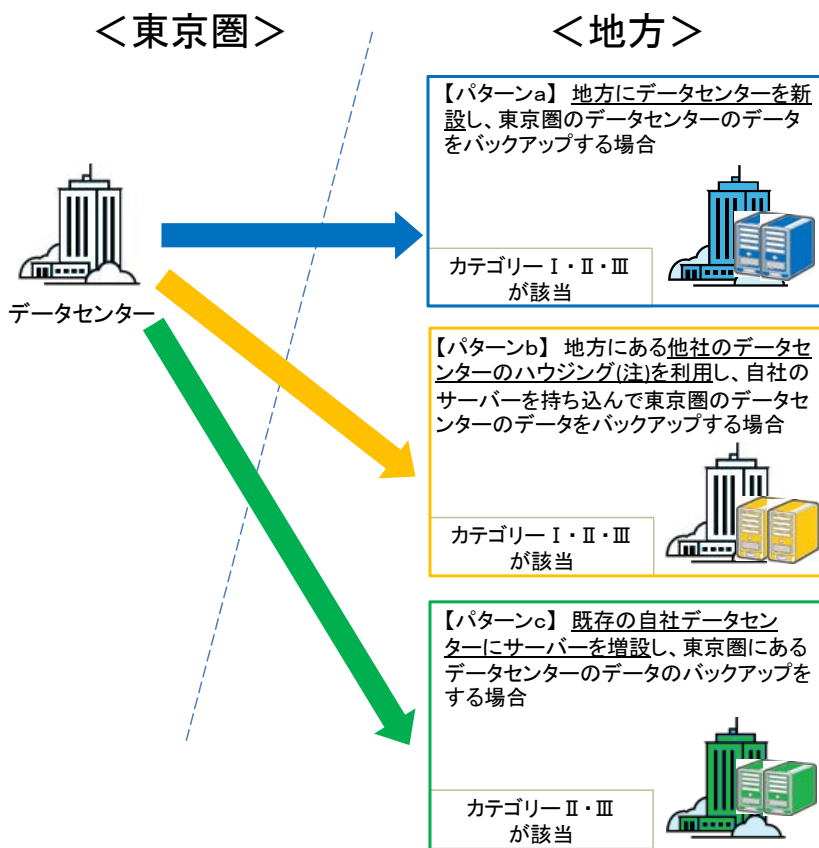
カテゴリー III

東京圏と地方の双方に拠点を持つ事業者

地方のデータセンターにおいて、(自社・他社問わず)東京圏のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取付した場合に適用(※)。

(※) ただし、バックアップに利用する対象設備の取得価額が5億円以上で、かつ、拠点毎の投資総額に占める割合が20%以上であること。

適用対象となるパターン



(注)ハウジング:
データセンター事業者が、顧客の設置するサーバー等のために場所貸しや電力供給を行うとともに当該サーバー等の保守・管理を行うサービス

電気通信基盤充実臨時措置法(基盤法)の概要

1. 基盤法の目的

この法律は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする(第1条)。

2. 基盤法のスキーム

①高度通信施設 (第2条第1項)

電気通信業の用に供する施設であって、電気通信の利便性を飛躍的に高めるための電気通信設備

- ・移動する事物の瞬間的映像をデジタル信号により伝送する役務を提供することを可能とする電気通信設備(光ファイバケーブル等)
- ・移動する事物の瞬間的映像をデジタル信号により送信する役務を提供することを可能とする電気通信設備(学校、病院等の施設において行われる教育又は医療に関する業務に使用されるコンテンツサーバ等)
- ・通信網制御装置、VoIPサーバ等

②信頼性向上施設 (第2条第3項)

電気通信業又は有線テレビジョン放送業の用に供する施設であって、電気通信システム(電気通信設備の集合体であって電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)の信頼性を著しく高めるためのもの(管路施設、非常用電源装置等)

③高度有線テレビジョン放送施設 (第2条第5項)

有線テレビジョン放送を光伝送の方式を用いてデジタル信号により送信することを可能とする有線テレビジョン放送法第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設であって、有線テレビジョン放送の利便性を著しく高めるためのもの(伝送装置、デジタル放送番組送出装置等)

上記を整備する事業を実施する者：「実施計画」の認定申請

総務大臣：基本指針に基づく審査・実施計画の認定

各支援措置の手続へ

独立行政法人情報通信研究機構(NICT)による債務保証

租税特別措置法(国税)及び地方税法(地方税)に基づく税制措置、情報通信利用環境整備推進交付金

3. 廃止期限

平成28年5月31日

- 本税制の対象設備は、電気通信基盤充実臨時措置法の信頼性向上施設に位置づけられているため、税制適用を受けるためには、あらかじめ整備事業の実施計画について、総務大臣の認定を受ける必要がある。
- 設備取得後、認定計画に従って取得したことの証明を受け、税務申告をすることにより、税制適用を受けることができる。

① 実施計画の認定
(総務省へ申請書、実施計画等を提出)



信頼性向上施設整備事業の実施計画について、総務大臣の認定を受ける

※ 認定申請書、実施計画書のほか、取得計画（設置場所、取得金額、取得時期）、取得設備の仕様、ネットワーク構成図など適用要件を満たすことが確認できる書類を添付する。

② 対象設備の取得・事業開始
(認定計画に従って対象設備を取得)



認定を受けた実施計画に従って対象設備を取得し、事業を開始する

※ ①で認定を受けた実施計画が変更になった場合には、計画変更の申請が可能。

③ 設備の取得証明
(総務省へ証明申請書等を提出)



税制適用を受けようとする設備が、認定計画に従って取得したものであることについて、総務大臣の証明を受ける

※ 証明申請書、電気通信設備一覧、認定書の写しのほか、取得設備の仕様、サービス契約書の写し等、認定計画に従って取得した設備で、かつ適用要件を満たすものであることが確認できる書類を添付する。

④ 税務申告
(税務署へ証明書を提出)

法人税の確定申告の際、③で取得した証明書を税務署へ提出する

※ 法人税の申告期限までに証明書を提出できない場合は、事前に税務署と相談の上、後日、証明書を提出する。

【参考】 東京圏の範囲について

- 本税制措置において、「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法に規定する東京圏の範囲を活用する。具体的には、東京圏、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県の区域のうち、以下に該当する区域。

- ・東京都区部
⇒ 右図の赤色部分内
- ・既成市街地(首都圏整備法令)
⇒ 右図の赤色部分
- ・近郊整備地帯(国土交通省告示)
⇒ 右図の黄色部分
- ・都市開発区域(国土交通省告示)の一部
⇒ 右図の緑色部分

